

**松伏町**

**道路占用工事標準条件書**

令和5年9月1日

まちづくり整備課

## 1. 道路占用制度

人や自動車が道路を交通のために利用することは、道路本来の目的に従うものであることから、「道路の一般使用」と呼ばれています。

一方、電気、ガス、上下水道等の公益事業のためには、電線、ガス管、上下水管等を設ける必要がありますが、道路はこれらの施設を設置するための場としても活用されています。こうした工作物、物件又は施設の設置により道路を一般交通以外の用に供することは、一般使用に対して「道路の特別使用」と呼ばれています。

道路の特別使用は、一般交通の用に供するという道路本来の目的からすれば第二次的・副次的なものであり、あくまでも道路の本来の機能を阻害しない範囲内で認められるものです。

そこで、行政財産である道路の特別使用を一般使用との調整を図って法に基づき許可することが「道路の占用」制度です。

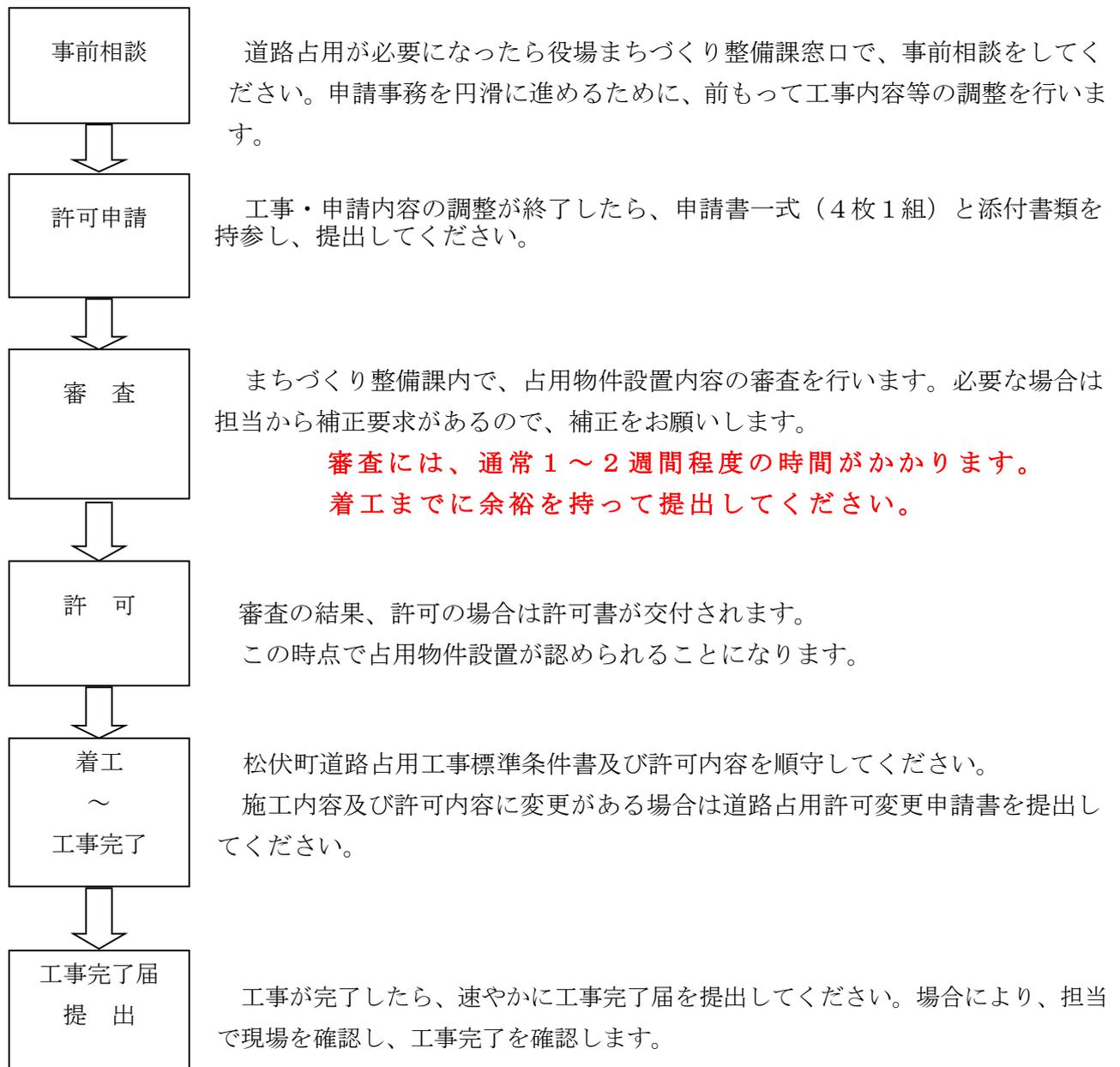
## 2. 占用物件

道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、道路の空間を独占的・継続的に使用することを「占用」といい、道路を占用しようとする者は、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければなりません。道路を占有することができる物件等は、法令に記載されています。

1号物件	電柱、電線、変圧塔、郵便ポスト、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 例：交番、公衆便所、消火栓、くずかご、フラワーボックス、ベンチ、上屋、街灯など
2号物件	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 例：ケーブル管、石油管、熱供給管など
3号物件	鉄道、軌道その他これらに類する施設 例：モノレール、鉱石運搬のための索道
4号物件	歩廊、雪よけその他これらに類する施設 例：日よけ、アーケードなど
5号物件	地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 例：地下タンク貯蔵所、地下駐車場、防火用地下水槽など
6号物件	露店、商品置場その他これらに類する施設 例：屋台、靴磨き、売店、コインロッカー、材料置場など
7号物件	道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令（道路法施行令第7条）で定めるもの（下記参照） ① 看板、標識、旗ざお、パーキングメーター、幕、アーチ <b>自家用看板はこれ</b> ② 太陽光発電設備、風力発電設備 ③ 津波避難施設 ④ 工事用板囲、足場、詰所など ⑤ 土石、竹木、瓦、工事用材料など ⑥ 耐火建築物を建築する期間中必要となる仮設建築物 ⑦ 都市再開発法に基づく施設のうち一時的に必要となる施設 ⑧ 食事施設、購買施設など <b>オープンカフェはこれ</b> ⑨ トンネルの上又は高架下に設ける店舗、倉庫、駐車場、広場など ⑩ 都市計画法に基づく高度地区内の道路の上空に設ける店舗、倉庫など ⑪ 応急仮設住宅など ⑫ 自転車、原付、二輪車を駐車させるために必要な車輪止め装置など ⑬ 高速自動車国道等に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

### 3. 道路占用許可手続き

(手続きの流れ)



### 4. 申請上の注意

○申請様式は必ず道路法施行規則様式第5号を使用してください。

○路面標示及び杭・鋌・基準点等が開削や本復旧等の影響範囲にあるかどうか必ず道路台帳及び現地で確認し、路面標示・道路杭等確認書に影響の有無を記入してください。

①影響の恐れがある場合、添付図面（平面図等）に位置と種類を記入してください。

②道路台帳上では路面標示・境界杭等の影響があるが、現地で確認できない場合は、確認できない旨を明記し、影響「無」と記入してください。

## 5. 提出書類

	添付書類	項目	注意事項
1	道路占用許可(協議)申請書	新規・変更	新規または変更○
			変更：変更前の許可年月日・番号を記入
		申請者名	法人の場合：法人名・代表者・担当者を記入
		占用の期間	始期：「許可日」または「占用を開始する日」
			終期：インフラ関係（第一項）…10年 ：その他一般工作物（第二項）…5年
		工事の期間	始期：「許可日」または「占用を開始する日」
終期：必ず工事が完了する日付			
備考	申請者と手続きをする者が異なる時は、備考欄に手続きをする者の氏名・連絡先を記入		
2	位置図（道路台帳網図等）	広域的な位置関係がわかるもの	
3	案内図（住宅地図等）	詳細な位置関係がわかるもの	
4	平面図（1/300程度）	官民境界及び施工範囲が把握できるもの	
		路面標示・境界杭等がある場合は図示すること	
5	断面図（1/100程度）	路面掘削を伴う場合は組成図を記載	
		埋設管の場合は他の埋設物との離隔も記入すること	
6	構造図（1/50程度）	占用物件の構造が把握できるもの	
7	路面標示・境界杭等確認書及び添付書類	別紙の添付書類作成例に従って作成してください。	
8	その他（必要がある場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同意書（第3者との利害関係が発生するとき）</li> <li>・関係行政庁の許可書の写し</li> <li>・公図の写し</li> </ul>	

## 6. その他道路占用申請と添付書類

道路占用工事変更申請書	道路占用工事完了届
変更申請書	当初許可書の写し
当初許可書の写し	位置図
位置図	案内図
案内図	作業写真(前・中・後)
図面(変更前・後)	—

※その他書類について、上記のほかに町が提出を求める場合があります。

※提出枚数は申請書（4枚1組）・路面標示・道路杭等確認書（1枚）・図面（2部ずつ）

7. 記入例

道路占用 許可申請 書  
~~協議~~

新規	更新	変更	第 号
			年 月 日

松伏町長 鈴木 勝 殿

令和 5 年 4 月 1 日

〒 3 4 3 - 0 8 2 8

住所 北葛飾郡松伏町松伏 2 4 2 4

氏名 松伏 太郎

担当者 ●●●建設株式会社 田中

TEL 0 4 8 - x x x - x x x x

E-mail A B C 1 2 3 @ x x x . J p

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。  
~~第35条~~ ~~協議~~

占用の目的	排水管の敷設工事の為		
占用の場所	路線名	松伏町道 7 4 号線	<span style="border: 2px solid red; border-radius: 50%;">車道</span> 歩道・その他
	場所	松伏町大字松伏 2 4 2 4	
占用物件	名称	規模	数量
	排水管	Φ ● ●	L = 3 2 . 5 m
占用の期間	令和 ● 年 ● 月 ● 日から 令和 ● 年 ● 月 ● 日まで ● 年 間	占用物件の構造	XX 管
工事の期間	令和 ● 年 ● 月 ● 日から 令和 ● 年 ● 月 ● 日まで ● 日 間	工事实施の方法	開削・請負
道路の復旧方法	原型回復	添付書類	別紙の通り
備考			

記載要領

- 「許可申請協議」、「第32条 及び 「許可を申請協議」 については、該当するものを○で囲むこと。
- |    |    |    |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

# 路面標示・道路杭等確認書

令和 5 年 4 月 1 日

松伏町長 宛て

申請者 松伏 太郎

現場代理人 ●●●建設 田中

確認者 同上

電話 048-x x x-x x x x

道路占用工事着工前に路面標示及び道路杭を確認しましたので報告します。

路面標示等への影響：(有・無)

境界杭・基準点等への影響：(有・無)

住所：松伏町大字松伏2424

確認日：令和5年3月31日

確認資料 1 別添のとおり（道路台帳図・現況写真）



No.1



【鎮】83R

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

No.2



【現況なし】85R

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

No.3



【鎮】82R

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

No.1



【杭】84L

No.2



【路面標示】外側線・グリーンベルト

# 道路占用工事標準条件書

## 第 1 章 総 則

(原 則)

第 1 条 工事は、許可の内容によるほか、この条件書に基づき施工しなければならない。

- 2 許可の内容又はこの条件書によりがたい事情が生じたときは、速やかに報告して指示を受けなければならない。
- 3 前項の指示により添付図書に変更が生じたときは、当該図書を修正して提出しなければならない。

(工期の遵守)

第 2 条 工事は、工期内に完了しなければならない。

(着工届の提出)

第 3 条 工事の施工に着手する 5 日前までに、第 5 条の施工計画書を添えて着工を届け出なければならない。ただし、掘削面積がおおむね 1 0 0 平方メートル以下である場合又は工事の施工延長が 1 0 0 メートル以下の軽易な工事にあつては、施工計画書の添付を要しない。

(工事の施工の周知)

第 4 条 工事の施工の前に、沿道住民に工事の内容、工期その他必要な事項を十分に周知しなければならない。

(施工計画書)

第 5 条 施工計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 占用者
- (2) 工事の場所
- (3) 路線名
- (4) 許可年月日及び許可番号
- (5) 監督者の職、氏名及び連絡先（緊急時の連絡先も含む。）
- (6) 施工業者
- (7) 現場責任者の職、氏名、連絡先（緊急時の連絡先も含む）
- (8) 工期及び工程
- (9) 施工管理
- (10) 安全管理
- (11) その他

(状況写真の常備)

第 6 条 工事の施工状況を後日確認できるように、次に掲げる写真を撮影して保管しておかなければならない。

ればならない。

- (1) 工事着手前の現場写真
- (2) 工事完了後、外部から明視できない構造物
- (3) 工事完了後、確認できない重要な工程ごとの施工状況

(復旧材料の品質管理)

**第7条** 道路の復旧に使用する材料は、工事の進捗に合わせて手配し、常に適正な品質管理をしなければならぬ。

(工事現場の管理)

**第8条** 工事材料、機械器具等は、一般交通の妨げとならないよう常に整理し、工事の進捗に応じて、逐次、道路区域外に置かなければならぬ。

- 2 工事現場が他の工事現場と隣接する等の場合は、相互に協調して、現場管理に当たらなければならぬ。
- 3 工事の施工中において、次に掲げる行為をしてはならぬ。ただし、許可の内容又は道路使用許可による行為を除く。
  - (1) 道路の構造に影響を及ぼす行為
  - (2) 安全かつ円滑な一般交通を妨げる行為
  - (3) その他公衆に迷惑を及ぼす行為

(事故防止の対策)

**第9条** 工事施工中は、事故防止に万全を期するとともに、事故の発生に対処する必要な対策及び工事現場の保守並びに安全対策をたてておかなければならぬ。

- 2 前項の対策は、施工計画書の施工管理又は安全管理をもって代えることができる。
- 3 工事施工中において、危険と思われる場合においては、前項の対策にかかわらず処理するよう指示することがある。
- 4 安全施設については、毎日点検し、現場及びその周辺は、逐次清潔にしておくものとする。

(事故発生時の対策)

**第10条** 前条のほか、事故の発生するおそれがある場合又は事故が発生した場合における応急措置の方法及び事故の復旧方法を定めておかなければならぬ。

(工事用資材の運搬方法)

**第11条** 工事のため、工事用資材又は土砂を多量（工事用資材にあつては、8トン積貨物自動車以上の車両で延べ300台以上、土砂等にあつては、輸送量5,000立方メートル以上）の輸送を行う場合は、次の各号に掲げる事項を定めて、事故防止に万全を期さなければならぬ。

- (1) 運搬計画
- (2) 運搬路
- (3) 運搬責任者

- (4) 安全対策
- (5) その他

(完了届の提出)

**第12条** 工事が完了したときは、遅滞なく、第6条各号に掲げる写真及び出来形管理図を添えて完了届を提出しなければならない。

(検査の時期及び方法)

**第13条** 検査は、完了を届け出た日以後及び工事の施行中においても、施工の適正を確認するため検査することがある。

- 2 前1項の検査方法等は、別に指示する。

(手直しの指示及び再検査)

**第14条** 前条の検査の結果、工事が許可の内容又はこの条件書に基づき施工されていない場合は、手直しを指示することがある。

- 2 前項の規定による指示を受けた場合は、速やかに当該指示に基づく施工を完了し、再検査を受けなければならない。

(工事の中止等)

**第15条** この条件書を履行せず、又は履行が不完全であると認める場合は、工事の全部又は一部の中止等の指示をすることがある。

- 2 前項の指示を受けたときは、当該指示に基づき、工事の中止等をしなければならない。

(関係官公署との連絡)

**第16条** 工事の施工に関係する官公署及び企業者とは、常に綿密な連絡を保つよう努めなければならない。

(第3者に対する損害等の処置)

**第17条** 工事及び占用物件に起因して次に掲げる事項を生じさせた場合は、自らの責任において解決しなければならない。

- (1) 第3者に損害を与えた場合
- (2) 第3者との間で紛争が生じた場合

- 2 前項各号の事項が生じたとき又は解決を図るため交渉を行ったときは、その内容を報告しなければならない。

(杭及び基準点等への影響)

**第18条** 申請時に、路面標示・道路杭等確認書を提出しなければならない。

- (1) あらかじめ、道路台帳と現地を確認し、路面標示及び道路杭を管理すること。
- (2) 占用工事中に道路杭または道路標示等を破損、紛失した場合は、工事完了後直ちに復元

しなければならない。

(他の占用物件の移設)

**第19条** 工事により新たに他の占用物件の移設が生じた場合は、当該占用者とその措置方法を協議し、当該協議の結果を報告しなければならない。

2 当該占用物件の管理者は、前項の協議により占用物件の移設が生じた場合は、道路占用許可申請書又は道路占用協議書を提出しなければならない。

(責任期間)

**第20条** 第15条の完了確認書の交付以降の2年間は、工事の施工に係る道路施設物の損傷については、復旧の責任義務を負わなければならない。

2 前項の規定による期間中において、工事の施工に起因する損傷の復旧を指示することがある。

(指示の履行等の義務)

**第21条** 道路構造を保全し、交通の危険を防止するため、工事に関する次に掲げる事項を指示した場合は、これを履行しなければならない。

- (1) 工事の施工方法等を変更すること。
- (2) 工事の施工のうち道路構造に係る書類を提出すること。
- (3) 第9条第3項に基づき施設等を措置すること。
- (4) 第13条第2項に基づき検査を受けること。
- (5) 第14条第1項に基づき手直しをすること。
- (6) 第20条第2項に基づき損傷の復旧をすること。

## 第2章 施工上の注意事項

(舗装の切断及び掘削)

**第22条** 舗装の切断及び掘削方法は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 舗装の切断は、コンクリートカッターを用いて、直線かつ垂直に行うこと。
- (2) 掘削により他の舗装部の浮き上がり又は亀裂を生じさせないこと。
- (3) 沿道に接近して掘削する場合は、民地との出入りを妨げることのないよう措置すること。

(湧水等の処理)

**第23条** 工事中に湧水又は溜り水が生じた場合は、土砂の流出又は地盤のゆるみの防止を措置しなければならない。

(杭又は矢板の撤去しない埋設の禁止)

**第24条** 杭又は矢板は、撤去しない埋設をしてはならない。

(埋設物等の確認)

**第25条** 工事の施工前に、再度施工区域及びその周辺の他の埋設物の種類、位置、管理者等を調査しなければならない。

- 2 前項に規定する調査に当たって、原則として各種埋設物の種類、位置等の確認のため、埋設物管理者の立会いを求め、埋設物管理者が保管する台帳等に基づいて試掘等を行い、目視による確認を行わなければならない。ただし、各種埋設物があらかじめ明らかである場合は、この限りではない。
- 3 前項に基づき新たに他の埋設物が確認された場合又はすでに他の埋設物が確認されている場合は、事業者と十分な対策を協議し、その協議内容を報告しなければならない。

(路面覆工等)

**第26条** 覆工板は、次に掲げるところにより施工しなければならない。

- (1) はね上がりばたつき、振動等をおこさないよう設置すること。
- (2) 舗装路面と覆工板の接合部は、段差を生じさせないこと。
- (3) 覆工板表面の滑り止め機能が低下した場合は、取替えを行うこと。

(覆工部の開口)

**第27条** 覆工板は、材料等の搬入又は搬出の作業をする場合を除き、開口してはならない。

- 2 前項の作業をする場合は、次に掲げるところにより行わなくてはならない。
  - (1) 開口部の周辺に安全施設を設けること。
  - (2) 作業中は、専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止すること。
  - (3) 取り外した覆工板は、作業区域外に放置しないこと。
  - (4) 夜間の作業である場合は、照明設備を設置すること。

(推進工法等の施工)

**第28条** 推進工法又はシールド工法による工事の施工においては、次に掲げる事項を的確に把握しておかなくてはならない。

- (1) 施工状況
- (2) 進捗状況
- (3) 工事現場及びその附近の次に掲げる時期ごとの路面の高さ
  - (ア) 工事の着手前
  - (イ) 工事の施工中 (必要に応じた複数の時)
  - (ウ) 工事の完了後

(軟弱地盤に対する工法)

**第29条** 軟弱地盤に対し、注入工法等の施工が必要な場合は、当該工法の施工計画書を提出しなければならない。

(復旧の原則)

**第30条** 復旧工事は、原則として即日で行い、道路を一般交通に開放しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、舗装の復旧を仮に施工（以下「仮復旧」という）し、その後に許可の内容による復旧（以下「本復旧」という。）を施工する場合の、仮復旧期間は、おおむね3ヵ月から6ヵ月以内としなければならない。
- 3 復旧工事に使用する材料は、「埼玉県土木工事共通仕様書」（昭和41年埼玉県制定）に定める規格に適合するものでなければならない。

（路床の使用材料及び施工方法）

**第31条 路床の使用材料は、良質な山砂、川砂及び再生砂とし、次に掲げる方法により施工しなければならない。**

- （1） 掘削底部からの埋戻しの仕上り厚は、一層ごとに20センチメートル以下とすること。
- （2） 各層ごとの締固めは、ランマその他の適当な締固め機械で十分に行うこと。
- （3） 締固めの際には、埋設物等を破損しないように十分注意すること。
- （4） 湧水等は、これを排除しながら施工すること。

（路盤の使用材料及び施工方法）

**第32条 路盤の使用材料は、下層路盤にあつては切込碎石又は再生碎石、上層路盤にあつては粒調碎石とし、次に掲げる方法により施工しなければならない。**

- （1） 下層路盤の埋戻しの仕上り厚は、一層ごとに20センチメートル以下とすること。
- （2） 上層路盤の埋戻しの仕上り厚は、一層ごとに15センチメートル以下とすること。
- （3） 前2号の各層の締固めは、振動ローラその他の適当な締固め機械で十分に行うこと。
- （4） 前3号各号にかかわらず、現場の状況によりランマで締固めする場合は、一層の仕上り厚を10センチメートル以下とすること。

（アスファルト乳材の使用及び施工方法）

**第33条 アスファルト乳材の使用は、プライムコート及びタックコートとし、材質については、路面の状態、施工時期等を考慮して選定するものとし、均一に散布して施工しなければならない。**

（舗装の使用材料及び施工方法）

**第34条 舗装の使用材料は、加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）とし、仮復旧においても次に掲げる方法で施工しなければならない。**

- （1） 混合物の運搬は、よく清掃したダンプトラックを使用すること。
- （2） プラントからの搬出後は、保温に十分な配慮をすること。
- （3） 次の混合物は、使用しないこと。
  - （ア） 敷均しのときに分離が生じているもの
  - （イ） 敷均しのときに温度が摂氏120度を下回っているもの
- （4） プライムコート又はタックコートを施工した下層表面の欠損は、舗設前に修復すること。
- （5） 舗設は、降雨のとき及び下層表面が湿っているときは、施工しないこと。
- （6） 混合物の敷均しは、フィニッシャーにより施工する場合においては、その仕上り厚は、

一層ごとに7センチメートル以下とすること。

(7) 舗設の継目及び絶縁部は十分に締固め、密着させ段差が生じないようにすること。

(仮復旧期間の現場管理)

**第35条** 仮復旧期間中の現場は、次に掲げる措置を講じて適確な管理をしなければならない。

- (1) 道路構造の安全を確保すること。
- (2) 安全かつ円滑な交通の確保すること。
- (3) 騒音又は振動の未然防止をすること。

(本復旧の施工)

**第36条** 本復旧は、掘削部分又は仮復旧部分に原形復旧条件幅による部分を加えて施工しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、許可の内容にかかわらずあらかじめ、第1条第2項に基づき報告をして指示を受けなければならない。

- (1) 復旧すべき部分に接近して凹凸又はひび割れが生じている場合
- (2) 復旧すべき部分の施工予定幅から舗装絶縁線までの距離が1.2メートル未満となる場合
- (3) 復旧すべき部分の施工予定幅から5メートル以内の距離で他の占用工事が施工されている場合
- (4) 復旧すべき部分が道路を横断している場合

(道路の附属物等に該当する措置)

**第37条** 工事の施工により新たに道路の附属物又は施設の移設等の必要が生じたときは、第1条第2項に基づき指示を受けなければならない。

- 2 工事に起因した道路の附属物又は施設の損傷は、自らの責任において原状に復旧しなければならない。
- 3 前項にかかわらず、本復旧の工事を受託することとしている場合は、併せて原状に復旧する工事を受託することがある。

(路肩又は法面の復旧)

**第38条** 路肩又は法面は、原状に復旧しなければならない。

(埋設物の明示)

**第39条** 工事により敷設する埋設物が電線、水管、下水道管又はガス管である場合は、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の3の2第2項及び第3項の定めるところにより、当該占用物件の名称、管理者、埋設の年その他の安全上必要な事項を、明示しなければならない。ただし、各戸に引き込むために埋設するもの及び道路法施行規則で定めるものを除く。

(工事箇所)の明示)

第40条 仮復旧及び本復旧をした箇所には、次の表に掲げる事業種別意匠による明示をしなければならない。

占有者の事業種別	意匠	備 考
電気通信事業者	T	1. ペイントの色は白色とする。 2. 意匠の外円の直径は、15cmとする。
電気事業者	E	
水道事業者	W	
下水道事業者	D	
ガス事業者	G	

2 前項の明示は、別記「工事箇所の明示位置の基準」によらなければならない。

### 第3章 受託復旧

(受託復旧の負担金の納付)

第41条 本復旧の工事を、道路法（昭和27年法律第180号）第38条第1項の規定に基づき受託した場合は、当該工事の施工に要する費用を占有者が負担金として納付しなければならない。

2 納付すべき負担金の額は、納入通知書を送付する前に通知する。

(受託復旧に係る仮復旧期間の管理)

第42条 受託復旧に係る工事現場は、本復旧工事を着手するまでの間、管理しなければならない。

2 前項の規定により管理する場合は、第36条の規定を準用する。

## 別 記

### 工事箇所の明示位置等の基準

#### 1 対 象

明示は、掘削を伴う占用工事の仮復旧及び本復旧箇所のすべてについて行うこと。  
ただし、電柱、電話柱、支線等に係るものを除く。

#### 2 位 置

明示の位置は、次のとおりとする。

(1) 復旧の延長が、10 m未満の場合

民地寄りの起点側へ1箇所

(2) 復旧の延長が、10 m以上50 m未満の場合

民地寄りの起点側及び終点側へ各1箇所

(3) 復旧の延長が、50 m以上の場合

民地寄りの起点側及び起点側から50 mごと並びに終点側の各箇所

#### 3 明示は、溶融式又はペイント式舗装により行うこと。

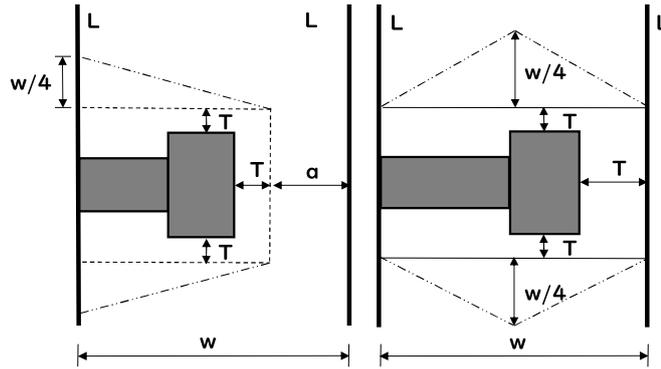
その他

(標準横断復旧平面図)

■ = 開削部分

--- = 本復旧

舗装幅員	T(影響幅)
4m未満	500mm
4m以上	900mm



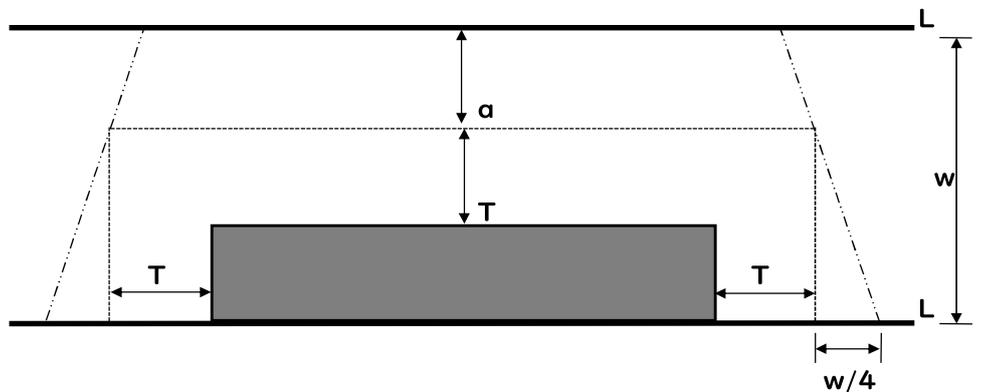
a = 残存部分 (a) が 1. 2 以下の場合は、センターライン及び道路幅員又は構造物 (U字溝など) までを影響幅とする。  
L = センターライン及び道路幅員又は構造物 (U字溝など)

(標準縦断復旧平面図)

■ = 開削部分

--- = 本復旧

舗装幅員	T(影響幅)
4m未満	500mm
4m以上	900mm



※ 5 m以下の道路について

a = 残存部分 (a) が 1. 2 m以下の場合でも縦断的に掘削する場合は、Lのラインまで全面本復旧とする。  
L = 道路幅員又は構造物 (U字溝など)

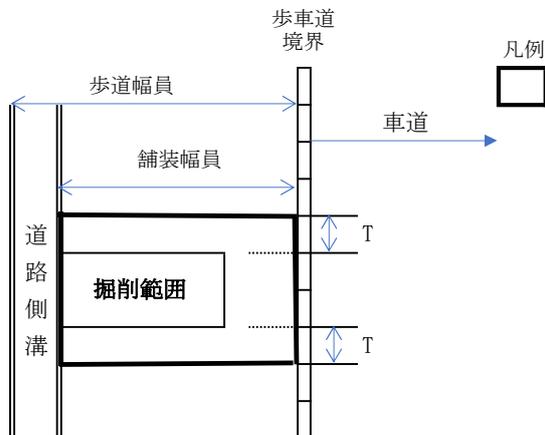
※ 5 m以上の道路について

a = 残存部分 (a) が 1. 2 m以上であっても、縦断的に掘削する場合は、中心若しくはセンターラインまで半面本復旧とする。  
L = センターライン及び道路中心

歩道部

(標準歩道復旧平面図)

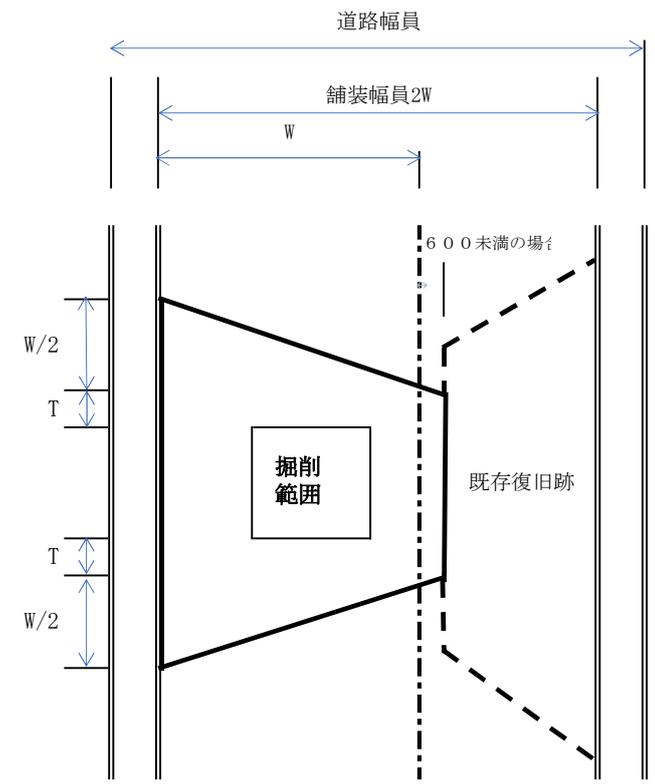
歩道	T(影響幅)
	500mm



1

※反面復旧であっても、本復旧ラインから600mm未満に他の工事の本復旧の跡がある場合はセンターラインを超えた復旧する。

※舗装幅員4m以下の場合は全面復旧する。



凡例  
 本復旧ライン  
 単位：mm

舗装幅員	T(影響幅)
4m未満	500mm
4m以上	900mm

2

※本復旧ラインから5m以内に他の工事による本復旧ラインがある場合は全面復旧する。

